② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵ 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① （略）

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア （略）

イ 特異率が１未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④ （略）

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶ （略）

第７～第９ （略）

（別紙２―36 にたりくじら）

第１～第５ （略）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの数量を、管理年度の前々管理年度から３管理年度の間の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて第５の１及び２の大臣管理区分に比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

２・３ （略）

第７・第８ （略）

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日） ⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵ 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① （略）

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア （略）

イ 特異率が１未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④ （略）

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶ （略）

第７～第９ （略）

（別紙２―36 にたりくじら）

第１～第５ （略）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第５の１の大臣管理区分に配分する。

２・３ （略）

第７・第８ （略）